

月僊の仏画制作について

—浄土宗捨世派、興律派との関わりを中心に—

横尾拓真（名古屋市博物館）

月僊（げつせん）（1741～1809）は、名古屋に生まれ、江戸や京都で修業の後、主に伊勢の地で活動した画僧である。貧民救済などの慈善事業で知られる浄土宗の僧侶であり、画家としては個性的な仙人の絵で人気を博した。一方、画僧として少なくない数の仏画を手がけている点も注目される。本発表では、月僊による数点の仏画作品を取り上げ、それらが戒律の授受に関する図像であり、浄土宗内における戒律復興運動との関わりを背景に誕生したことを指摘する。併せて先行例との比較、絵画表現の分析を通じて、近世の仏教文化における絵画史的位置を検討していく。最後に、近世の浄土宗内における学僧たちの問題意識に共感し、絵画制作という実践を通じて、自らの思想を具現化していった月僊の姿を明らかにしたい。

まず、「月仙上人之碑」や諸家の詩文集から月僊の経歴や性格を確認し、師系や交友関係から浄土宗内における思想的立場を窺う。江戸時代も中頃を過ぎると、浄土宗内では、官僚化した宗内の諸機構と距離を置き宗祖法然の思想に回帰しようとする捨世派、墮落した僧風を批判し厳粛な持戒を志向する興律派と呼ばれる集団が興隆していた。月僊が幼少期に名古屋で就いた師・向譽関通（1696～1770）もその一人であり、月僊は関通への師事を契機に、増上寺学寮での学習を通じて、彼らの思想や行動に感化を受けたと考えられる。

続いて、三河国岡崎の昌光律寺に伝来した「授戒三聖図」を取り上げ、『観普賢菩薩行法経』に基づく大乘戒の授受において使用される図像であることを確認し、持戒弘律に努める人々の為に必要な法具を制作している事実を指摘する。昌光律寺は、念仏の助業として持戒を実践する浄土宗の律院であり、月僊の作品を数多く所蔵することでも著名である。「南山大師・靈芝律師像」も律宗祖師の忌日法要などに合わせて制作されたものと考えられる。昌光律寺の伝来品以外にも、「布薩本尊」（神宮徴古館蔵）など戒律関係の作品を取り上げて、仏画としての機能や制作背景を検討したい。

月僊は、関通の人脈をはじめとする人々の為に、画家として絵画制作に従事しただけでは無い。普段の生活では清貧を貫き、作画によって得た資本を元手に民衆の救済と教化に取り組むなど、近世の浄土宗内における改革運動に共鳴したと思われる行動が伝えられる。このような僧侶月僊の思想と実践が、画家月僊の活動や生み出した造形にどのような形で反映されているか、最後に検討を加えたい。